

## 第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託仕様書

### 1. 業務名

第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画策定業務委託

### 2. 業務の目的

本業務は、介護保険法及び老人福祉法に基づく「第十次四日市市介護保険事業計画・第十一次四日市市高齢者福祉計画」（計画期間：令和9年度から令和11年度まで）を策定することを目的とする。

### 3. 委託期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

### 4. 提出書類及び事前打ち合せ

(1) 本業務の着手にあたり、受託者は契約締結後速やかに以下の書類を市に提出し、承認を受けるものとする。

提出書類	留意事項
① 業務実施方針	・業務の実施方針、フローについて簡潔に記載すること。
② 業務工程表	・業務の工程について簡潔に記載すること。 ・令和7年度及び8年度の2か年分作成すること。
③ 業務実施体制	・本業務の実施体制について簡潔に記載すること。 ・配置予定の管理者及び主任担当者等の本業務への具体的な関わり方（窓口体制、業務割り振り、打ち合わせへの出席等）を記載すること。 ・緊急時の連絡体制を含めること。

(2) 委託者は、受託者の立案した業務計画に基づき、作業着手前に受託者と協議を行う。

(3) 受託者は、業務実施方針の承認をもって作業に着手するものとする。

### 5. 業務内容

#### 【令和7年度業務】

#### (1) アンケート調査業務

計画策定の基礎資料とするため、下記のアンケート調査を実施する。

なお、下記内容については、課題抽出、国の調査に関する方針の改正や介護保険制度改正の内容などを受け、アンケート設問検討の結果、変更することがある。その際は委託者と受託者との協議

により、アンケート調査にかかる費用の範囲内で、調査種別・調査対象・設問数等を変更する。

(実施内容) ※「対象数」は想定値

調査種別	調査対象	対象数※	設問数
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要支援者、及び要介護認定をうけていない65歳以上の市民	◇抽出 2,000人	枝問含め80問程度、 A4判16ページ程度
②在宅介護実態調査	施設入所者を除く要介護認定者 (ナンバリング式)	◇抽出 1,500人	枝問含め55問程度、 A4判16ページ程度
③若年者調査	要介護認定をうけていない40～64歳の市民	◇抽出 1,000人	枝問含め60問程度、 A4判16ページ程度
④介護支援専門員調査	市内の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所に在籍する介護支援専門員	◇全数 300人	枝問含め40問程度、 A4判12ページ程度
⑤在宅生活改善調査 (利用者票)	同上	同上	枝問含め15問程度、 A3判1ページ程度
(事業所票)	市内の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	◇全数 100か所	枝問含め5問程度、 A4判2ページ程度
⑥サービス提供事業者調査	市内の介護保険サービス提供事業者(居宅、施設)を運営する法人	◇全数 180法人	枝問含め80問程度、 A4判12ページ程度
⑦介護人材実態調査	市内の介護保険サービス提供事業所(居介・包括を除く)	◇全数 400か所	枝問含め15問程度、 A3判2ページ程度
⑧居所変更実態調査	市内の介護保険サービス提供事業所(居介・包括を除く)(有料・サ高住を含む)	◇全数 400か所	枝問含め10問程度、A4判5ページ程度

#### ① 調査票の設計

高齢者施策の内容や介護保険制度見直しの方向性に十分配慮しながら、四日市市における課題をふまえて、ニーズ量推計や各施策の見直し、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という)の展開、新たな施策展開に向けての判断材料となるようアンケート調査票の設計を行う。特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査については、国が示す必須項目を網羅すると

ともに、前回調査を参考に任意項目と独自項目を組み合わせ、ワーキンググループでの検討を経て、調査項目の設問の整理を行い、接続方式にてアンケート調査を実施する。また発送用封筒（角型2号窓あき）と返信用封筒（長型3号）をあわせて必要部数を印刷する。

## ② 調査の実施

（ア）調査票と返信用封筒を発送用封筒に封入し、受託者が発送費・返送費用を負担の上、配布・回収を行う。なお、対象者の抽出及び宛名ラベル作成は委託者が行い、貼付けについては受託者で行う。予備の宛名ラベルや貼付け後の台紙について、作業終了後委託者へ納品する。

また、回収率を向上させるため、受託者が印刷費用及び郵送費用を負担の上、市民（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、若年者調査の対象者）に向けて、お礼状と督促状を兼ねたリマインドはがきを作製し、送付するものとする。

市民向け抽出調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、若年者調査）については、必ず郵送方式で行うものとし、在宅介護実態調査以外は回答をインターネット上で求めても差し支えない。また、その他の調査はインターネット上で実施しても差し支えない（インターネット方式にかかる費用は全て本契約の委託料に含む）。

調査実施の周知等については、受託者は委託者との協議の上で実施すること。

（イ）Webページについては、紙媒体の調査票と齟齬が生じないよう同一の内容とし、市の確認（校正）を受けること。また、調査票にIDを付すなど、同一調査対象者からの重複回答を防止するための対策を講じるとともに、次の項目についても対応すること。

- ・パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができること。
- ・回答の途中で一時中断したい場合は、一時保存できること。
- ・設問に全て回答すると、各設問とその回答が表示され、回答内容を確認後、回答送信できること。
- ・簡潔で閲覧しやすいものとし、広告を表示させてはならない。
- ・対象者の個人情報漏洩やプライバシー侵害の発生防止、セキュリティの保護、ウイルスやマルウェア等の感染防止を徹底すること。
- ・データ改ざん等の不正行為を防止すること。

## ③ 調査のデータの整理

全てのアンケート調査結果について、集計前の結果データ（生データ）の作成を行う。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果については、地域包括ケア「見える化」システムへのデータアップロードが可能な形式でのデータ作成を実施する。

## ④ 集計・分析・報告書作成

回収された調査票のデータおよび記述回答を入力のうち、単純集計ならびに評価・ニーズ推計・政策

判断などに必要なクロス集計を実施し、グラフ作成、分析コメントを添付して、調査結果報告書原稿としてとりまとめる。

## (2) 基礎調査業務

計画策定の基礎資料とするため、下記の基礎調査を実施する。

### ① 人口推計をはじめとする基礎資料の整理

四日市市における高齢者等の状況、サービス提供事業所等の状況など関連諸資料の整理・分析作業を行うとともに、地区別を含めた将来人口及び認定者数の推計を行い、調査・検討にあたっての基礎資料としてとりまとめる。

### ② 給付実績の分析・評価

日常生活圏域ごとに地域密着型サービス等の基盤整備の状況を整理するとともに、すべての介護保険サービスの給付実績を整理し、サービス給付の傾向を分析する。

### ③ 次期計画に向けた課題の抽出・整理

第九次介護保険事業計画・第十次高齢者福祉計画について、事業の進捗状況、目標数値の達成度等について検証を行い、計画を見直すにあたっての課題を抽出する。

## (3) 会議等の運営支援

実効的な計画策定を進めるため、以下の会議について運営を支援する。その他、事務局との打ち合わせを密にし、効果的な計画づくりに努める。

### ① 会議等における審議事項の検討

### ② 会議等に提出する資料の作成及び印刷

### ③ 会議等への出席

### ④ 会議等議事録の作成（開催後1週間までに提出）

### ⑤ 会議等の結果に基づく事業計画案の修正（随時）

#### (ア) 四日市市長寿社会づくり懇話会

受託者へ出席を依頼する懇話会については以下とする。

・令和7年11月中旬 13:30～15:00（予定）

・令和8年2月上旬 13:30～15:00（予定）

#### (イ) ワーキンググループ

概ね10回開催する。なお、ワーキンググループについては、オンライン上で開催しても差し支えない。

#### (ウ) 庁内外での意見調整の場における説明資料の作成（随時）

## 【令和8年度業務】

### (4) 計画策定業務

#### ① 現状分析

(ア) 現行の第九次四日市市介護保険事業計画・第十次四日市市高齢者福祉計画の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討

(イ) 給付実績に基づく現状分析

(地域包括ケア「見える化」システムを活用した給付分析に加え、国保連合会の給付実績情報(111xxxxx.csv)を活用した事業所別給付動向の分析、個人別認定結果の重度化動向分析、提供月を基本とする生活援助の利用者数・回数・単位数の動向分析などを行うこと。)

(ウ) 国、都道府県、他の保険者などの動向資料

※令和7年度策定予定『四日市市認知症施策推進計画(仮称)』と整合を図ること。

#### ② 人口推計及びサービス見込量・保険料の設定支援

(ア) 人口、被保険者数及び要介護認定者数の将来推計

(イ) 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護給付費対象サービス等の見込量の算出

(ウ) (イ)を踏まえた保険料の設定の提案

#### ③ 介護適正化を考慮した給付動向分析

制度改正から直近までの毎月のデータを下記の項目で集計し、適正化に向けた分析を行う。

(ア) 地域別給付動向

(イ) 生活圏域別給付動向

(ウ) 要介護度の「改善・変化無・悪化」の動向

(エ) 居宅介護支援事業者別の要介護度変化や給付動向の分析

(オ) その他適正化に関わる分析の提案

#### ④ 計画の策定

策定に関する具体的な手法については国及び都道府県の策定指針等を踏まえ、スケジュールについては四日市市議会及び四日市市長寿社会づくり懇話会等の日程に沿って進めながら、下記の業務の支援を行う。

(ア) 計画の基本的視点、具体的施策・事業の展開案

(イ) 令和7年度に実施したアンケート調査及び基礎調査等に基づく計画骨子案の作成

(ウ) 計画書素案の作成(令和8年11月上旬)

(エ) 計画内容の確定(令和9年1月上旬)

⑤ パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントは4週間以上の意見募集期間を設け、令和8年12月下旬を締め切りとして実施する。パブリックコメントでの意見を集約するとともに、必要に応じて計画素案に反映する。

(5) 会議等の運営支援

実効的な計画策定を進めるため、以下の会議について運営を支援する。その他、事務局との打ち合わせを密にし、効果的な計画づくりに努める。

- ① 会議等における審議事項の検討
- ② 会議等に提出する資料の作成及び印刷
- ③ 会議等への出席
- ④ 会議等議事録の作成（開催後1週間までに提出）
- ⑤ 会議等の結果に基づく事業計画案の修正（随時）

(ア) 四日市市長寿社会づくり懇話会

受託者へ出席を依頼する懇話会については以下とする。

- ・令和8年7月下旬 13:30～15:00（予定）
- ・令和8年11月中旬 13:30～15:00（予定）
- ・令和9年1月下旬 13:30～15:00（予定）

(イ) ワーキンググループ

概ね10回開催する。なお、ワーキンググループについては、オンライン上で開催しても差し支えない。

(ウ) 庁内外での意見調整の場における説明資料の作成（随時）

6. 履行報告

当該業務の年度ごとの作業完了後、次に掲げるものを納入し、作業結果を報告するものとする。

(1) 令和7年度業務

- ① アンケート結果報告書（簡易製本） 10部
- ② 基礎データ等資料集（簡易製本） 10部
- ③ 上記にかかる電子データ 一式
- ④ アンケート集計前データ（生データ） 一式
- ⑤ 地域包括ケア「見える化システム」アップロード用データ 一式
- ⑥ 業務完了報告書

なお、①については、アンケート結果報告書（速報）を、令和8年2月開催予定の四日市市長寿社会づくり懇話会資料として作成すること。また、成果品に、受託者の責めに帰すべき契約不適合が認

められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。このことに要する経費は受託者の負担とする。

## (2) 令和8年度業務

- ① 計画書素案 [パブリックコメント用] (電子データのみ。)
- ② 計画書・本冊 [A4版100ページ程度、写真製版、1色刷、表紙カラー] 500部
- ③ 計画書概要版 [A4判8頁、オフセット製版、フルカラー] 3,000部
- ④ 上記①、②及び③のホームページ掲載用データ (PDFファイル形式) 一式
- ⑤ 上記②及び③の電子データ (本冊についてはWordなど編集可能な形式とする) 一式
- ⑥ 四日市市長寿社会づくり懇話会の議事概要及び打合せ会議録 一式
- ⑦ その他関係資料 一式
- ⑧ 業務完了報告書

成果品に、受託者の責めに帰すべき契約不適合が認められた場合には、納品完了後であっても。受託者は速やかに訂正しなければならない。このことに要する経費は受託者の負担とする。

## 7. 検収

「6. 履行報告」に記載の内容がそろっていることを市が確認し、これらが確認され次第検収とする。

## 8. 委託料の支払方法

委託料は、年度ごとの業務完了後、当該年度業務について一括で支払う。

## 9. その他

- (1) 本委託業務のうち、アンケート作成支援・会議資料作成・アンケート調査分析・課題抽出・報告書作成、計画策定支援業務については、再委託できないこととする。また、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務については再委託する場合は、委託者の承諾を必要としない。なお、上記業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とすること。
- (3) 本業務にあたっての資料及び成果は全て本市に帰属するものとし、本市の許可なくして公表、貸与、複製及び他の目的に使用してはならない。また、契約期間満了後も同様とする。
- (4) この仕様書に記載がない事項については、受託者と委託者の協議により決定する。

## 【 注意事項 】

### (1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

### (2) 暴力団等不当介入に関する事項

#### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

#### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）（1）（2）の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

### (3) 障害者差別解消に関する事項

#### 1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）（1）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

#### 2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。